

平成 24 年 1 月 31 日  
建 設 局

## 平成 23 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 24 年 1 月 16 日までに、再評価の対象となった 6 事業と事後評価の対象となった 2 事業について、4 回の委員会審議を行ってきました。

平成 24 年 1 月 31 日に、委員会としての意見が「平成 23 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



## 平成 23 年度 再評価審議結果

| 種 別      | 補<br>単<br>* | 事 業 名                  | 該当<br>条件 | 審 議 結 果       |
|----------|-------------|------------------------|----------|---------------|
| 街路事業     | 補           | 西小路通                   | ③        | 「事業継続」は妥当である。 |
| 街路事業     | 補           | I・Ⅲ・25 鴨川東岸線<br>(第二工区) | ③        | 「事業継続」は妥当である。 |
| 道路事業     | 補           | 一般国道 162 号<br>(栗尾バイパス) | ④        | 「事業継続」は妥当である。 |
| 道路事業     | 単           | 城南宮道                   | ④        | 「事業継続」は妥当である。 |
| 河川事業     | 補           | 七瀬川                    | ③        | 「事業継続」は妥当である。 |
| 住宅地区改良事業 | 補           | 三条鴨東地区                 | ④        | 「事業継続」は妥当である。 |

\* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

### 再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（環境衛生施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化, 技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

## 平成 2 3 年度 事後評価審議結果

| 種 別  | 補<br>単<br>* | 事 業 名 | 該当<br>条件 | 審 議 結 果                   |
|------|-------------|-------|----------|---------------------------|
| 街路事業 | 単           | 葛野西通  | ①        | 「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。 |
| 街路事業 | 単           | 大原通   | ①        | 「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。 |

\* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

### 事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内，事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては，事業完了後 7 年以内）の事業
  - ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業